

## 自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

日本製粉(株)(社長 小寺春樹)は、2015年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元の実現を図るため。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得する株式の総数  | 3,000,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.81%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 2,000,000,000円(上限)                              |
| (4) 取得期間       | 2015年5月15日～2015年9月30日                           |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                                 |

#### (ご参考)2015年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	165,428,123株
自己株式数	4,719,895株

以上

この件に関するお問合せ先

日本製粉株式会社

理事広報部長 満生 潔

TEL : 03-3350-3900 FAX : 03-3350-2329